

# 住宅火災から家族の命を守るために 住宅用火災警報器を 取り付けましょう。



## ～ご存じですか？住宅用火災警報器の設置義務～

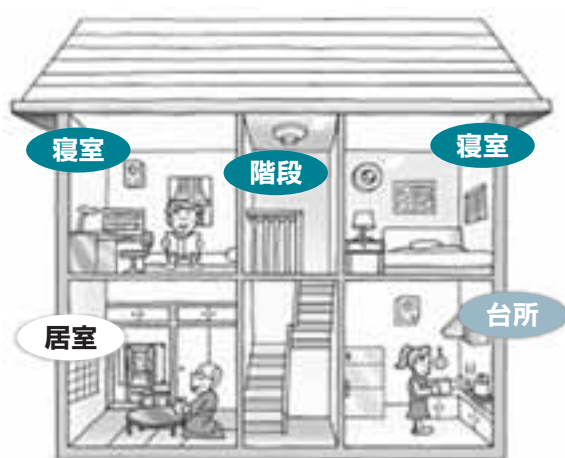
住宅火災で亡くなった方の大半は、「逃げ遅れ」によるものです。より早く火災の発生を知っていれば助かった方も多いといわれています。

平成18年6月1日から、消防法の施行により住宅に「住宅用火災警報器」を取り付けることが義務付けられました。「住宅用火災警報器」を設置することで、火災の発生をいち早く感知し、119番通報や初期消火などの速やかな対応ができます。家族の命を守るためにもしっかり取り付けましょう。

## 住宅用火災警報器とは？

火災を感知すると警報音で知らせるもので、煙を感知する煙式と熱を感知する熱式があります。新築住宅は平成18年6月1日から、**既存住宅は平成20年5月31日までに**取り付けることが義務付けられました。

## 住宅用火災警報器はどこに取り付けるの？



日本消防検定協会が行う鑑定合格品である「NSマーク」の付いた商品を選びましょう。価格は一個当たり5,000円から12,000円程度。

● 取り付けが義務付けられているところ（煙式）

● 取り付けをおすすめするところ（熱式）

## 悪質な訪問販売に注意！

住宅用火災警報器等の設置義務化を契機として、不適正な価格・無理強い販売などを行う業者にご注意ください。（消防署では販売や斡旋をしていません。）

※住宅用火災警報器の取付け方法や場所など、下記までお気軽にお問い合わせください。

消防本部予防課 ☎53-0119(代)	七尾消防署 ☎53-0119	
和倉分署 ☎62-0119	中島分遣所 ☎62-0119	能登島分遣所 ☎84-0119
灘浦分遣所 ☎59-1190	田鶴浜分遣 ☎59-1190	徳田分遣所 ☎57-0119

# 参議院議員通常選挙

投票日 7月29日(日) 公示日 7月12日(木)

その一票 日本を動かす 大きな力



## 投票できる方

- ◆年 齢 昭和62年7月30日以前に生まれた方
- ◆住 所 平成19年4月11日以前から引き続き市内に住所及び住民登録がある方

### ☆入場券を郵送します。

公示日の後、投票所名や投票時間などを記載した「入場券」を郵送します。万一、入場券が投票日までに届かないときや紛失した場合でも、投票所で選挙人名簿を確認の上、投票することができます。

### ☆市内転居された方

7月7日以降に市内転居した方は、転居前住所の投票所での投票となります。

### ☆市外から転入された方

平成19年4月12日以降に市外から転入し、前住地の市町の選挙人名簿に登録されている方は、前住地で投票してください。

## ※今回変更となる投票所

### 第1投票区

和倉温泉観光会館→和倉公民館

### 第24投票区

南大呑公民館→花園町会館

### 第32投票区

健康福祉プラザさつき苑→田鶴浜保育園

### 第33投票区

三引保育園→三引集会所

### 第38投票区

大津集会所→ふれあい交流館金ヶ崎



## 期日前投票・不在者投票はお早めに

### ◆対象になる方

出張（滞在地で投票する方法もあります。）、用務、旅行などで投票日当日投票に行けない方

### ◆投票期間

7月13日（金）～7月28日（土）

### ◆投票場所及び開閉時間

本 庁 午前8時30分から午後8時まで  
田鶴浜・中島・能登島の各市民センター 午前8時30分から午後7時まで



## 入院・入所先での不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院や施設などに入院・入所している方はお早めに病院長、施設長へお申し出ください。



## 郵便による不在者投票

身体に重度の障害があるなど一定の要件を満たす方は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けて、自宅で「郵便による不在者投票」をすることができますので、投票用紙の請求書を選挙管理委員会にご請求ください。（電話での請求も受け付けています。）



## 投票日当日の投票

入場整理券などにより、投票場所、投票時間をあらかじめご確認の上、投票所にお越しください。



## 開 票

- ◆場 所 七尾市城山体育館
- ◆日 時 7月29日（日） 午後9時から（予定）

※お問い合わせは 七尾市選挙管理委員会（総務課内） ☎ 53 - 1 1 1 1

